

## 指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和6年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

### 1 指定概要

#### (1) 施設概要

名称：北九州市立旧百三十銀行ギャラリー  
所在地：八幡東区西本町一丁目20番2号  
施設内容：①施設概要 展示室  
②事業内容 演劇、音楽その他の利用に供することにより市民文化の向上に資する。

#### (2) 指定期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

#### (3) 指定管理者候補の概要

名称：株式会社COLT  
所在地：小倉北区米町一丁目5番15号 勝山大阪町ビル4階  
主な業務内容：マンガ制作事業、アニメ制作事業、ゲーム制作事業、スマートフォンアプリ制作事業、LINE スタンプ制作事業、イラスト制作事業、デザイン制作事業、各種出版、印刷業、映像制作事業等

### 2 指定の経緯

令和6年 8月16日	募集要項配布
令和6年 9月25日	募集締め切り
令和6年10月10日	指定管理者検討会の開催
令和6年11月	指定管理者候補を決定

#### (1) 応募資格

応募要件は、以下のとおりです。

- ・法人、その他の団体であること。(個人による応募は不可)
- ・本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。

- ・申請意向届出書を提出していること。(共同事業体で応募する際は、代表団体が申請意向届出書を提出していること。)
  - ※複数の団体により構成するグループによる応募について
    - グループでの応募も可能です。その場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表団体を定めていただき、上記の要件を、その代表団体に求めます。
    - なお、共同事業体の代表団体は、構成員中最も業務履行能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大でなければならないこととします。
- ・共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低1団体は地元団体とすること。

## (2) 応募状況

説明会参加：3団体

応募件数：2団体

(ACE・文化財を守る会共同事業体【代表団体：特定非営利活動法人 北九州スポーツクラブACE、構成団体：特定非営利活動法人 北九州市の文化財を守る会】、株式会社COLT)

## 3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

## 4 検討会構成員

- ・[利用者] 井上 美奈子 (NPO法人 北九州子ども劇場事務局長)
- ・[利用者] 井端 豊実 (九州吹奏楽連盟理事長)
- ・[公認会計士] 小竹 エリナ (小竹エリナ公認会計士事務所公認会計士)
- ・[学識経験者] 小林 文子 (福岡県公立文化施設協議会会長)
- ・[利用者] 和田 正人 (北九州文化連盟専務理事)

## 5 選定基準

選定基準 (= 審査項目) 及びポイント	
1	指定管理者としての適性
	(1) 施設の管理運営 (指定管理業務) に対する理念、基本方針
	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営 (指定管理業務) に対する理念や基本方針を持っているか。
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤

① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
(3) 実績や経験など
① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
2 管理運営計画の適確性
【有効性】
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み
① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
③ 複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。
④ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
(2) 利用者の満足度
① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。
【効率性】
(3) 指定管理料及び収入
① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。
② 収入が最大限確保される提案であるか。
③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。
(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性
① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。
② 経費の配分は適切であるか。
③ 積算根拠は明確であるか。
④ 再委託が適切な水準で行われているか。
【適正性】
(5) 管理運営体制など
① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など
① 施設の利用者の個人情報を守るための対策が十分に考えられているか。

	② 利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。
	③ 利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。
	④ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
	⑤ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。
	(7) 社会貢献・地域貢献
	① 高齢者や障害者等の雇用促進が考えられているか。
	② 労働環境の向上への取り組みが考えられているか。
	③ SDGsの達成や環境への配慮に関する取り組みが考えられているか。
	④ 地域活動や地域交流などの取り組みが考えられているか。
	⑤ 地域団体や市内事業者などと連携した取り組みが考えられているか。
	⑥ 市民の雇用拡大に資する配慮が考えられているか。

【評価レベル】

評価レベル	乗率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している）
4	80%	優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）
3	60%	普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）
2	40%	多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）
1	20%	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）
0	0%	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

## 6 審査結果

### (1) 評価レベル及び得点

団体名	選定基準 (=審査項目) 及びポイント	配点	評価レベル					検討会 審査結果	得点
			構成員						
			A	B	C	D	E		
AC E・文 化財を 守る会 共同事 業体	1 指定管理者としての適性								
	(1) 施設の管理運営に対する 理念、基本方針	5	4	4	4	4	4	4	4
	(2) 安定的な人的基盤や財政 基盤	5	3	3	3	4	3	3	3
	(3) 実績や経験など	5	4	4	4	4	4	4	4
	2 管理運営計画の適確性								
	【有効性】								
	(1) 施設の設置目的の達成 に向けた取組み	30	4	3	4	3	4	4	24
	(2) 利用者の満足度	10	3	3	4	4	3	3	6
	【効率性】								
	(3) 指定管理料及び収入	15	3	4	3	3	3	3	9
	(4) 収支計画の妥当性及び 実現可能性	10	3	3	3	3	3	3	6
	【適正性】								
	(5) 管理運営体制など	10	4	3	3	3	4	3	6
	(6) 平等利用、安全対策、危 機管理体制など	10	4	3	3	4	3	3	6
	(7) 社会貢献・地域貢献	10	3	3	4	5	3	4	8
	合 計	110	78	71	78	77	76	—	76
地元団体に対する優遇措置 (5点)								81	
株式会 社CO LT	1 指定管理者としての適性								
	(1) 施設の管理運営に対する 理念、基本方針	5	3	5	4	4	4	4	4
	(2) 安定的な人的基盤や財政 基盤	5	3	3	3	3	3	3	3
	(3) 実績や経験など	5	3	3	4	4	3	3	3
	2 管理運営計画の適確性								
	【有効性】								
	(1) 施設の設置目的の達成 に向けた取組み	30	3	4	5	4	4	4	24
	(2) 利用者の満足度	10	3	4	4	4	4	4	8
	【効率性】								
	(3) 指定管理料及び収入	15	3	3	4	4	3	3	9
	(4) 収支計画の妥当性及び 実現可能性	10	3	3	3	3	3	3	6
	【適正性】								
	(5) 管理運営体制など	10	3	4	4	3	4	4	8
	(6) 平等利用、安全対策、危 機管理体制など	10	3	3	3	4	4	3	6
	(7) 社会貢献・地域貢献	10	3	4	4	4	4	4	8
	合 計	110	66	80	89	83	81	—	79
地元団体に対する優遇措置 (5点)								84	

## (2) 検討会における主な意見

### (ア) ACE・文化財を守る会共同事業体について

- ・共同事業体としての特質を十分生かして、役割や責任分担が明確に示されている。
- ・手堅い印象で、子ども向けやスポーツを中心とした試みには魅力を感じる。
- ・地域の拠点として機能させる点は評価できる。
- ・提案のあった利用時間の延長については、光熱水費の負担や条例の関係等、実現可能性が不明。

### (イ) 株式会社COLTについて

- ・漫画に関しては実績や営業力もあり、漫画を通じた新しい試みが評価できる。
- ・提案がユニークで面白い。北九州はポップカルチャーの拠点として注目度が高く、外からの注目も期待できる。
- ・管理面で不安はあるが、それを上回る効果が期待できる。
- ・引きこもりが増えているが、引きこもり支援の視点でマンガ・アニメを通じた雇用を考えている点は、社会貢献できて北九州らしさもある。

## (3) 検討会における検討結果

指定管理者としては、総合得点が最も高く、また、「管理運営計画の適確性」のうち、【有効性】及び【適正性】の2つの項目で評価が高かった、株式会社COLTが指定管理者として相応しいと判断する。

## 7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、株式会社COLTを指定管理者候補に選定しました。

### (1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

### (2) 市における主な選定理由

- ・施設の利用拡大に向けた広報活動について、多岐に渡る事業が意欲的に提案されており、市内外への積極的なアプローチが期待できる。
- ・構成団体の強みを活用した自主事業が提案されており、施設の新たな活用が期待できる。
- ・管理運営に関して、市の指定管理業務の実績を持つ他の協力会社と連携予定であり、運営や職員研修等の面でノウハウの共有が見込める。
- ・引きこもりの若者の社会参加を促す取組など、社会貢献につながる提案が評価できる。

## 8 提案額

令和 7年度：7, 637千円

令和 8年度：7, 734千円

令和 9年度：7, 746千円

令和10年度：7, 760千円

令和11年度：7, 608千円